

○道路標識改善対策協議会の設置、道路標識意見箱（通称「標識BOX」）の開設等について

（平成元年4月26日
丁規発第74号警察庁交通局交通規制課長）

各管区警察局交通担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長

道路標識及び道路標示（以下「道路標識等」という。）については、その適正な設置及び管理を図るため、「道路標識及び道路標示の点検管理の実施について」（平成元年3月3日付け警察庁丁規発第36号）により、道路標識等の点検管理の実施を既に指示しているところであるが、この度、建設省、都道府県土木部等道路管理者と連携して、みだしのことを実施することとしたので、下記の事項に留意して、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、道路標識等の点検管理については、引き続き推進されたい。

記

1 趣旨

規制標識と案内標識のようにそれぞれ設置者が異なるため表示内容等に不整合が生じている場合等に、その設置者である交通管理者及び道路管理者が連携して、道路標識等の整合ある改善等を図ることとするため、道路標識改善対策協議会（以下「協議会」という。）を都道府県ごとに設置し、併せて、ドライバー等から道路標識等に関する意見を受け付け、今後の道路標識等の改善の参考とするため、道路標識意見箱（通称「標識BOX」）を都道府県警察本部、都道府県土木部、地方建設局等に開設するとともに、ドライバー等と道路標識等について意見を交換するため、道路標識改善懇談会（以下「懇談会」という。）を都道府県ごとに設置する。

2 実施時期

協議会及び標識BOXは、関東地区（関東地方建設局の管轄する地区）においては4月28日までに、他の地区においては5月中に順次開設する。

3 実施内容

(1) 協議会の設置

各都道府県警察は、2に定める時期までに、各道路管理者と所要の調整を行い、協議会を設置すること。

協議会の仕組みは、次のとおりとする。

ア 協議会の目的及び役割

ドライバー等から標識BOX等に寄せられた意見のうち、交通管理者及び道路管理者で調整する必要があるものについて両者で検討するため、都道府県ごとに協議会を設置し、協議会で検討、協議された内容をそれぞれの道路標識等の改善に反映させる。

イ 協議会の構成

各協議会は、都道府県警察本部、建設省、都道府県土木部、政令指定市及び関係道路公団の職員により構成する。

なお、協議会については、形式にとらわれず、開催の一環として、担当者間の打合せ等を実施する等、機動的に対応すること。

(2) 標識BOXの開設

各都道府県警察は、2に定める時期までに、各道路管理者と所要の調整を行い、標識BOXを開設すること。

標識BOXの仕組みは、次のとおりとする。

ア 標識BOXの目的及び役割

ドライバー等から道路標識等に関する意見を受け付けるための窓口として、各都道府県警察本部交通規制担当課、各地方建設局交通対策課又は道路管理課、各都道府県道路維持担当課、各政令指定市道路維持担当課及び各道路公団道路維持担当課に標識BOXを開設し、標識BOXに寄せられた意見を道路標識等の改善の参考とする。

イ 意見の受付及び処理

ドライバー等の意見は、直接、又はJAF等関係団体に取りまとめられた後、標識BOXで受け付ける。受付方法は、原則として、封書又ははがきとする。

また、意見を受け付けた場合は、当該意見の提供者に対し、意見を受理した旨及び今後の改善、検討の手順をはがき（別添1を参照。）により遅滞なく連絡する。ウにより、他の管理者から回送された意見についても同様とする。

なお、意見が確実に標識BOXに届くよう、標識BOXの所在及び担当課(係)を部内に周知徹底しておくこと。

ウ 意見の回送

標識BOXに寄せられた意見の内容が、他の管理者の道路標識等に係るものである場合は、当該意見を当該地の管理者の標識BOXに速やかに回送する。

なお、市町村の管理する道路標識等に係る意見については、当該市町村の属する都道府県の標識BOXに回送する。

エ 意見の管理

標識BOXに寄せられた意見は、管理台帳(受付番号、受付年月日、返信年月日、意見の概要、対応の概要等を記載する台帳をいう。)を作成する等により、適正に管理する。

オ 意見への対応

標識BOXに寄せられた意見のうち、警察独自で処理すべきものについては、現在、実施している道路標識等の点検管理の参考とし、道路管理者と検討する必要があるものについては、協議会で検討する。

また、意見の対応結果については、積極的に警察から当該意見の提供者に連絡することはしないが、提供者からの問い合わせに回答すること、定期的に広報誌等で紹介すること等は差し支えない。

カ その他

(7) 標識BOX等の広報のため、リーフレット等を公共施設等に備えるよう努める。

(4) 標識BOXとは直接関係のない意見を受け付けた場合であっても、交通管理調査官の活用等により、当該意見に適切に対応する。

(3) 懇談会の設置

各都道府県警察は、各道路管理者と所要の調整を行い、懇談会を設置すること。

懇談会の仕組みは、次のとおりとする。

ア 懇談会の目的及び役割

交通管理者、道路管理者、ドライバー等の中で道路標識等に関する意見を交換するため、都道府県ごとに懇談会を設置し、懇談会で出された意見等を道路標識等の改善の参考とする。

イ 懇談会の構成

各懇談会は、協議会の構成員及びドライバー等の団体の代表者により構成する。

なお、メンバーの選定に当たっては、既に交通警察懇談会等を設置している都道府県警察は、それらを活用されたい。

ウ 懇談会の開催等

懇談会は、原則として、年2回開催することとし、懇談会で出された意見は、標識BOXを通して道路標識等の改善の参考としていく。

なお、協議会、標識BOX等のフローを別添2のとおり添付する。

4 報告

(1) 標識BOXを開設した場合は、速やかに担当課(係)、担当官名及び電話番号を警察庁交通局交通規制課(以下「交通規制課」という。)あて報告すること。

(2) 協議会及び懇談会を設置した場合は、速やかに組織、規約等を交通規制課あて報告すること。

(3) 当分の間、毎月の標識BOXの意見の受理件数、対応状況等を、翌月の5日までに、別紙様式に従い、交通規制課あて報告すること。

(4) 標識BOXに寄せられた意見のうち、道路交通法、道路交通法施行令、標識令、道路標識等の設備及び管理に関する基準の改正等制度改正が必要なもので、かつ、検討の必要があると認められるものは、当該意見の内容に都道府県警察の意見を付して、交通規制課あて報告すること。

別紙

1 標識BOXの意見の受理件数等

	受 理 件 数		改善の要否		要改善意見の対応結果			改善に要した費用
	直 接	関係団体経由	要	否	警察独自で改善	協議会で調整	要制度改正	
○月								

注 他の標識ボックスから回送された意見は、「受理件数」の項においては「直接」に計上する。

2 協議会で調整し、改善した事例

意 見		改 善 結 果			改善に要した費用
受 理 日	内 容	改 善 日	交通管理者の改善内容	道路管理者の改善内容	

道路標識改善対策協議会の設置、道路標識意見箱（通称「標識BOX」）の開設等について

別添 1

はがきの例

道路標識等に対する御意見ありがとうございました。

あなたの御意見は、平成〇年〇月〇日、〇〇県警察本部標識BOX係で受理いたしました。

（以下、個別具体的に検討）

例 イメージキャラクター（道路標識等の絵、ピーポ君（警視庁のイメージキャラクター）の絵等）

〇〇県警察本部標識BOX係
〒 〇〇県〇〇市……
☎ 〇〇〇-〇〇〇〇

別添 2

道路標識改善対策協議会、標識BOX等のイメージ図

